第千六百三十三号

平成十八年

一月十九日 曜 木

日 峡南医療圏 峡東医療圏 山梨市 市川三郷町 笛吹市 増穂町 甲州市 鰍沢町 芦川 早川町 村 身延町 南部町

| 野村||山中湖村||鳴沢村||富士河口湖町||富士・東部医療圏||富士吉田市||都留市||大月市||上野原市 小道 菅志村村 丹波山村 四

忍

= 基準病床数を次のとおりとすることとした。

二六	二八			感染症病床
九四	六二	県 全 域	三次医療圏	結核病床
二、四八八	一、九一七			精神病床
九、〇五一	八、一三六	計	合	
一、二四	一、〇五三	富士・東部医療圏		
五五八	五三	峡南医療圏	- 	療養病床
二五三	, OI	峡東医療圏	一欠医療圏	般病床
五、〇一七 七	四、五三八	中北医療圏		
既存病床数	基準病床数	恩名	医療	

備考 既存病床数については、平成十七年四月一日現在

山梨県告示第十五号

告

示

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (三件)...... 開発行為に関する工事の完了について (二件)....... 肥料の登録.....

 保安林の指定......一七 山梨県地域保健医療計画の変更......一七

目

次

示

保健医療計画を次のとおり変更し、平成十八年三月三十一日から実施する。この計画は、 山梨県福祉保健部医務課及び各保健所において一般の縦覧に供する。 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第三十条の三第十項の規定により山梨県地域

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

二次医療圏を次のとおりとすることとした。

中北医	巻
療圏	域
	名
和甲町府市	
韮崎市	構
南アルプス市	成
フ 末	市
北 杜 市	
甲斐市	町
中央市	村
昭	

Щ

梨 県

公

報

第千六百三十三号

平成十八年一月十九日

山梨県告示第十六号

のように保安林の指定をする。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、

次

平成十八年一月十九日

保安林の所在場所

山梨県知事 Щ 本

栄 彦

筆について次の図に示す部分に限る。) 二・九四三二の一・九四三二の二・字すか沢九四六六・九四六七・九五〇七 (以上九 上野原市上野原字池ノ平九三九○・九四○八・字秋ヶ沢九四二九の一・九四二九の

二 指定の目的

干害の防備

二 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 三戈は、マ戈ニに

1 主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第十七号

設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄

彦

道路の種類 県道

一路線名、敷島田富線

三 道路の区域

までます。「日本日では、」」」、「日本日では、日本日では、「日本日では、日は、日本日では、日	甲斐市大学名双学中河原三四三番の三地もからの一地先の一世ま市大学名取字中河原三一二番の一地先	回
新	旧	の旧別新
八七・五子	一七・〇~	(メートル)
セー・ー	セー・ー	(メートル)

山梨県告示第十八号

山建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年一月十九日

山梨県知事

本

栄

彦

道路の種類 県道

一路線 名 塩平窪平線

三 道路の区域

区間	の旧別新	(メートル)敷地の幅員	(メートル) 長
山梨市大学女丘丁哲杲下学化井一六つ八番番の一地先から山梨市大字牧丘町西保下字法喩庵一四五五山梨市大字牧丘町西保下字法喩庵一四五五	旧		五七・〇
山秀市ブラギ丘田西伐丁ラオチープベノ都	新	10.1	五七・〇

山梨県告示第十九号

設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年一月十九日

山梨県知事

山梨県知事 山 本 栄

彦

- 路 泉 る - 四一計一 道路の種類 一般国道

三 道路の区域 一四一号

四五・八	八・五	新	までまで「長沙宮宮中区二三番サダ
四五・八	せ・ 言う・ 七	IΒ	比土市高見丁大名長代名家中四二三番也にから、北土市高根町大字長沢字家中四一九番地先
(メートル) 長	(メートル)	の旧別新	区

山梨県告示第二十号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建

道路の種類 県道平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 各 泉 名 比土雪

路線名 北杜富士見線

三 道路の区域

二九・〇	五 - 〇 五 五	新	六地先まで 六地先まで
二九・〇	五、分五、四	旧	化三摩那小淵尺丁字井吉京ニンニュ番の一九地先から、北巨摩郡小淵沢町字井詰原二七二五番の一
(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	の旧別新	区間

山梨県告示第二十一号

設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年一月十九日

山梨県知事 山 本 栄

彦

道路の種類 県道

一路線 名 長沢小淵沢線

三 道路の区域

九 七	七·九 八·三	新	地先まで地先まで
九・七	七・七~九	旧	比土市高根町大字東井出字前ス保二五〇番地先から、北土市高根町大字東井出字前久保二五〇番
(メートル)	(メートル)	の旧別新	区

山梨県告示第二十二号

域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧にぬの区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

供する。

平成十八年一月十九日

道路の種類 一般国道

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

二路線名四三号

三 道路の区域

五四・〇		新	「宮者賢君道元本『ラブ折ノナニ・五者均ダまで
五四・〇	一九·○ 二八·五	IΒ	南都留郡道志村字大振八八七三番の三地先 南都留郡道志村字大振八八七三番の三地先
(メートル)	(メートル) 敷地の幅員	の旧別新	区

山梨県告示第二十三号

供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年一月十九日

山梨県知事

宗知事 山 本 栄

彦

三 道路の区域 ニ 路線名 皿

四三号

道路の種類

一般国道

南都留郡道志村字釜の前八五五二番地先か	区間
旧	の旧別新
-t· 0	(メートル)敷地の幅員
-0-0	(メートル) 長

Щ

Щ

先まで	海邪召称道法寸字をつうしュニ人をつこ也
新	
	二四・五
-01.0	

山梨県告示第二十四号

供する。 域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

道路の種類 県道

Ξ 路線 道路の区域 名 富士宮鳴沢線

地先まで 地先まで 新暦を開発して、一番のデーミー・新田のでは、一番のデーミー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	旧	区間に新
 	八· 二七· 〇	(メートル)
八四五・五	八四五・五	(メートル)

山梨県告示第二十五号

域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十八年一月十九日

道路の種類 一般国道

路

線

名

一三九号

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

Ξ 道路の区域

五一九	- - - - - - - - - - - - - - -	新	先まで先まで一大まで「おお留郡小菅村字大夏地二二六九番の一地」
五一九		旧	郡小菅村字大夏地二二〇三番の一
(メートル)	(メートル)敷地の幅員	の旧別新	区

山梨県告示第二十六号

川建設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

道 — 般 国	種道類路の
三五八号	路
八号	線
	名
平一〇三六地先まで西八代郡上九一色村大字梯字西畑四七四番の一地先から畑八代郡上九一色村大字梯字割西八代郡上九一色村大字梯字割	区間
144.0	(メートル) 延 長
一月	期日開始の

山梨県告示第二十七号

設部において、この告示の日から平成十八年二月九日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

種道類路の
路
線
名
X
間
(メートル) 長
期日開始の

県道 韮崎線 茅野小淵沢 二地先までこれの一本の一本のではいる。一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、一世代のでは、 七六四・〇| 平成十八年

山梨県告示第二十八号

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 縦覧に供する。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県土木部建築指導課に備え置いて

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄

道路の位置

道路の幅員 南アルプス市十五所字宮西一二七〇番一

道路の延長

最大四・六六メートル

最小四・五一メートル

Ξ

三〇・七九メートル

山梨県告示第二十九号

覧に供する。 可申請のあった中丸北地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦 十二条の二第一項の規定により、中丸北土地改良事業共同施行代表申請者依田健から認 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条において準用する同法第五

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。 平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

縦覧書類

換地計画書の写し

縦覧期間

平成十八年一月二十日から同年二月十六日まで

 \equiv 縦覧場所

南アルプス市役所

兀 異議申出期間

Щ

梨 県

公 報

第千六百三十三号

平成十八年一月十九日

平成十八年二月十七日から同年三月三日まで

山梨県告示第三十号

県営土地改良事業 (中道地区畑地帯総合整備事業)の工事は、平成十五年三月二十五

日をもって完了した。 平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

告

公

肥料の登録

 \odot

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条第一項の規定により次の肥料の

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

登録をした。

彦

平成十八年一月十九日

十 山 六 梨 号 県	登録番号
粉 魚 末 カ す	種肥料の
末 カ ツ オ 魚 彩	肥料の名称
四り九室十量び室 ・ん・素三のり素 〇酸五全・合んを 全 量 全	保証成分量
の 公 と 定 お 規 り 格	規格の他の
十五番十号十五番十号二十五番十号	は

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

都留市法能字新田七○一の一、七○二、七○三及び七○七の五の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

都留市上谷五丁目十番一号 有限会社小林仏壇 代表取締役 小林清哲

開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

上野原市上野原字後山八一五四の一四の一部及び八一五四の一五の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県下都賀郡国分寺町大字泉二百六十二番地二十一 株式会社日本産業 代表取

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

三六五七の一、三六五七の五、五三九八及び五三九九の二の区域 一、三六二二、三六二二の二、三六二三、三六二五の一、三六二五の四、三六二六、 中巨摩郡昭和町西条字北河原三六一八の一、三六一八の六、三六一八の七、三六二

二 公共施設の種類、位置及び区域

水道路路路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和

開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉 神奈川県横浜市都筑区川和町八十番地二の株式会社サン企画の代表取締役 大野健

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 平成十八年一月十九日 完了した。

Щ 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

五八四の一の区域 の三、一五七五の一、一五七五の三、一五七六の一、一五七七の六、一五七八の一、 五六一の七、一五七二の一、一五七二の三、一五七三の一、一五七三の二、一五七三 の一、一六三六の二及び一六三八の一並びに字柳田一五六一の三、一五六一の六、一 一五七九の一、一五八〇の一、一五八二の一、一五八二の三、一五八二の一〇及び一 一六二四の一、一六二六の一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六 一、一六一八の二、一六一九、一六二〇の一、一六二一、一六二二、一六二三の一、 甲州市塩山下於曽字粟原田一六〇七、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一八の

| 公共施設の種類、位置及び区域

道	公共
路	公共施設の種類
	類
次の図のとおり	
	位
	置
	及
	び
	X
	域

甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町若宮五十番地一 株式会社いちやまマート 代表取締役

三科雅嗣

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した

平成十八年一月十九日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

○の一一、二七○の一二、二七○の一三、二七○の一四、二七○の一五、二七○の一 七〇の五、二七〇の六、二七〇の七、二七〇の八、二七〇の九、二七〇の一〇、二七 六、二七〇の一七、二七〇の一八、二七〇の一九、二七〇の二〇、二七〇の二一、二 笛吹市八代町南字森ノ上南二七〇の一、二七〇の二、二七〇の三、二七〇の四、二

発行者	山梨県
山梨県	県公報
中府市丸の内一丁目六番一号	第千六百三十三号
]目六番一号	平成十八年一月十九日
印刷所(株サンニチ印刷	1日
刷 甲府市北口二丁目六番	
畲	
	<u></u> 四